

## 地区計画区域内における行為の届出書

年　月　日

江東区長 殿

届出者 住所  
氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更  
 建築物の建築又は工作物の建設  
 建築物等の用途の変更  
 建築物等の形態又は意匠の変更  
 木竹の伐採  
~~土石、廃棄物又は再生資源の堆積~~

について、下記により届け出ます。

記

## 1 行為の場所

2 行為の着手予定日 年　月　日

3 行為の完了予定日 年　月　日

## 4 設計又は施工方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			平方メートル
(2) 建築物の建築又は工作物の建設  の概要	(i) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)	届出部分	届出以外の部分	合計	平方メートル
	(ii) 建築又は建設面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	(iii) 延べ面積	平方メートル (　　平方メートル)	平方メートル (　　平方メートル)	平方メートル (　　平方メートル)	平方メートル
	(iv) 敷地の地盤面の高さから メートル	(vii) 緑化施設の面積			平方メートル
	(v) 高さ 地盤面から メートル	(viii) 用途			
	(vi) 居室の床面の高さから メートル	(ix) 壁又はさくの構造			
	(3) 建築物等の 用途の変更	(i) 変更部分の延べ面積 平方メートル	(ii) 変更前の用途	(iii) 変更後の用途	
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更			変更の内容		
(5) 木竹の伐採			伐採面積		平方メートル
(6) 土石、廃棄物又は再 生資源の堆積		物件の堆積を行う土地の面積 平方メートル		物件の種類	

## 別記様式第十一の二（第四十三条の九関係）

### 備考

1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
3. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項については記載すること。
4. 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
  - (1) 当該建築物の建築については、(2)(a)(iii)延べ面積欄の()中に当該建築物の住宅に供する部分の延べ面積を記載すること。  
用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
  - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(a)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(a)(iii)延べ面積の合計欄（同欄中の（）は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。
5. 同一の土地の区域について二以上の種類を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
6. 敷地の地盤面の高さ及び居室の床面の高さは、地区整備計画において定められた基準からの高さとすること。
7. 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。
8. (6)物件の種類欄には、土石、廃棄物又は再生資源の別及び当該物件の種類の具体的な内容を記載すること。

記載例

## 地区計画区域内における行為の届出書

令和4年 6月 1日

江東区長 殿

届出者 住所 江東区東陽 4-11-28  
氏名 ○○ ○○

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更  
 建築物の建築又は工作物の建設  
 建築物等の用途の変更  
 建築物等の形態又は意匠の変更  
 木竹の伐採  
 土石、廃棄物又は再生資源の堆積

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 江東区東陽 4丁目〇〇一〇 ※地番表示で記載  
                   江東区東陽 4丁目〇一〇 ※住居表示で記載
- 2 行為の着手予定日 令和 4年 7月 1日
- 3 行為の完了予定日 令和 4年 9月 1日
- 4 設計又は施工方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 平方メートル		
(2) 建築物の建築又は工作物の建設 の概要	(i) 行為の種別 (建築物の建築 工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)	届出部分	届出以外の部分	合計
	(ii) 建築又は建設面積	67.00 平方メートル	平方メートル	67.00 平方メートル
	(iii) 延べ面積	189.10 平方メートル ( 平方メートル)	平方メートル ( 平方メートル)	189.10 平方メートル ( 平方メートル)
	(iv) 敷地の地盤面の高さから メートル	(vii) 緑化施設の面積 メートル	平方メートル	
	(v) 高さ 地盤面から メートル	(viii) 用途 事務所		
	(vi) 居室の床面の高さから メートル	(ix) 壁又はさくの構造		
	(1) 変更部分の延べ面積 平方メートル	(2) 変更前の用途	(3) 変更後の用途	
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容		
(5) 木竹の伐採		伐採面積 平方メートル		
(6) 土石、廃棄物又は再生資源の堆積		物件の堆積を行う土地の面積 平方メートル	物件の種類	

## 別記様式第十一の二（第四十三条の九関係）

### 備考

1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
3. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項については記載すること。
4. 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
  - (1) 当該建築物の建築については、(2)(a)(iii)延べ面積欄の()中に当該建築物の住宅に供する部分の延べ面積を記載すること。  
用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
  - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(a)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(a)(iii)延べ面積の合計欄（同欄中の（）は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。
5. 同一の土地の区域について二以上の種類を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
6. 敷地の地盤面の高さ及び居室の床面の高さは、地区整備計画において定められた基準からの高さとすること。
7. 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。
8. (6)物件の種類欄には、土石、廃棄物又は再生資源の別及び当該物件の種類の具体的な内容を記載すること。